平成２７年（フ）第１４３０号
埼玉県上尾市大字小敷谷774番地１　サンライズ西上尾106
債務者　沢野　満夫
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１４３１号
埼玉県上尾市大字小敷谷774番地１　サンライズ西上尾106
債務者　沢野　優美
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７７７号
京都市西京区大原野西竹の里町１丁目14番地22
債務者　今田　智也
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第９２４号
京都府宇治市槇島町本屋敷40番地の１　グリーンタウン槇島203棟203号
債務者　倉田　　順
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１０２９号
京都市右京区西京極畔勝町54番地１　西京極ガーデンハイツ709
債務者　谷　　考司
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１０６３号
京都府相楽郡笠置町大字笠置小字大野木４番地の４、前住所三重県名張市すずらん台西１番町145番地
債務者　宮内　友里
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１０７１号
京都市山科区大塚野溝町99番地３　マンション阿口１棟１階17号室
債務者　西尾　洪美
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１１００号
京都市南区久世殿城町575番地３　向陽グランドハイツ515号
債務者　三崎　　要
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１１１７号
京都府京田辺市三山木田中66番地３　エスリバー104、前住所京都府京田辺市薪水取１番地３　ヴェルデ壱番館101
債務者　時任　哲也
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１１５９号
京都府亀岡市安町釜ケ前２番地４　ミューレ402号
債務者　日髙　静昭
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１２号
京都市伏見区小栗栖小阪町97番地４
債務者　谷井満智子
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１４４６号
さいたま市西区大字指扇983番地２、旧住所さいたま市西区大字西遊馬2196番地１　さくら草の郷
債務者　渋谷　美佳
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１４８９号
さいたま市見沼区大字新堤64番地５　イーグルレジデンス306、旧住所さいたま市緑区大字大門4251番地　レオネクストブルージュ309
債務者　丸山真由美
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２８４号
埼玉県深谷市緑ヶ丘22番５－202号　市営緑ヶ丘団地、旧住所埼玉県深谷市下手計910番地１（住民票上の住所）埼玉県熊谷市美土里町１丁目108番地　シティーホーム美土里町202号
債務者　中村　孝二
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第６９号
三重県松阪市田原町256番地６
債務者　米倉　愛子
1　決定年月日時　平成28年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで津地方裁判所松阪支部

平成２７年（フ）第４４０号
大阪府泉大津市板原町５丁目３番44号
債務者　才津　由佳（旧姓阪口）
1　決定年月日時　平成28年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第５７５号
大阪府貝塚市澤1112番地６サンドリーム202号
債務者　橋本　晴代
1　決定年月日時　平成28年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係